

インタビュー

条例制定は、 きれいなまちへの スタートライン!



いしやままさし
石山正志さん

登別市議会
生活福祉委員会委員長

平成16年第4回登別市議会定例会(昨年12月開会)で、他の生活福祉委員会委員とともに、『登別市不法投棄、ポイ捨て及びペットのふんの放置防止条例』を提案。同条例は、全員の賛成で可決される。

条例提案のきっかけは?

私たち生活福祉委員会(市議会議員6人で構成)は、昨年4月に市内で多発する不法投棄の実態をつかもうと、市の担当職員などと、市内に点在する不法投棄現場を視察して回りました。現場を見て、想像を越えたはるかに深刻な状況に、あぜんとしました。市民のモラルの向上を待っていたのでは手遅れになる、早急にしっかりとした取り組みが必要というのが、生活福祉委員会委員の共通した認識であったと思います。

5月には不法投棄防止などの条例を制定している先進都市を視察し、条例が有効に機能していることを確認できたので、自然な形で条例策定へ向かうこととなりました。

市民や事業者などとの意見交換会を開いていますね

登別市衛生団体連合会や事業組合、婦人団体、ボーイスカウトなどとの意見交換会では、皆さん、自然や生活環境への関心が高く、不法投棄に限らず、ポイ捨てやペットのふん放置の防止にも取り組むべき、条例には制裁の規定も盛り込むべきといった意見があがり、ボーイスカウトの子どもからは、大人がしっかりしていないという声も聞かれました。



▲ボーイスカウト登別第1団との意見交換会(生活福祉委員会)

4月から条例が施行されますが、今後の課題は?

ようやくスタートラインに立った、というのが実感です。登別の自然や生活環境を大切にしたいという思いは、市民の皆さんも同じです。しかし、現実を目を向けると、皆さんの想像以上にまちが汚されています。

条例には、市民・事業者、行政などの責任と役割を明確にしています。市民の皆さんには、生活環境を守ろうというだけでなく、生態系への影響も考え、危機感をもって、取り組みに参加していただきたいですね。この条例の制定を契機に、個々の取り組みが連携し、やがて全市民的な取り組みになることを願っています。

この特集に関する問い合わせ

環境資源課

クリンクルセンター内

☎(05) 2958

FAX(05) 2585



◎指導・助言、勧告、命令、氏名などの公表(第10条~第13条関係)

市は、この条例の目的を達成するため、市民などに指導・助言を行うことができます。

また、禁止行為(不法投棄・ポイ捨て・ペットのふんの放置)をした者に回収するよう勧告することができます。この勧告を受けたものが正当な理由なくこれに従わないときは、市は、期限を定めて、従うことを命令することができます。

さらに、この命令を受けたものが正当な理由がなく、従わないときは、その者の氏名などを公表することができます。

◎捜査機関への要請(第14条関係)

市は、不法投棄によって、廃棄物処理法などの刑罰法規に違反し、かつ、その違反が重大なときは、警察などの捜査機関に対し、その刑罰法規の適用を積極的に要請します。

◎悪質な違反への対応

罰則規定はありませんが、他の法律で罰せられます。

●軽犯罪法第1条第27号

公共の利益に反してみだりにごみなどを棄てた者

- 拘留または科料

●道路交通法第76条第4項第5号

道路において進行中の車両などから物件を投げる者

- 5万円以下の罰金

●廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条

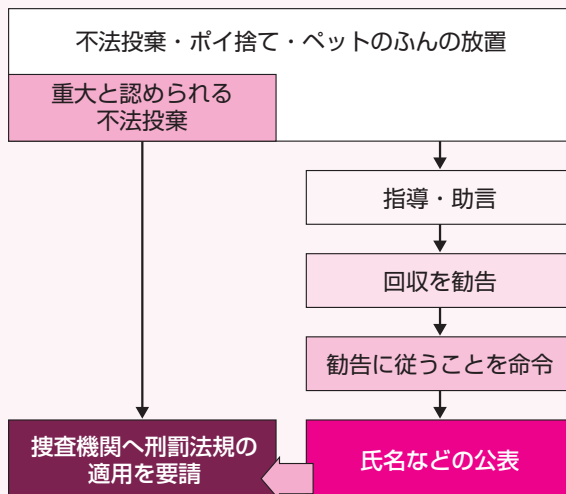
何人もみだりに廃棄物を捨ててはならない

- 5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金

- 法人に対しては1億円の加重罰

など

不法投棄等発生後の対応(例)



(弁明の機会の付与)